

平成21年1月23日

各 位

会 社 名：アスクル株式会社
（コード：2678 東証第1部）
代表者名：代表取締役社長 岩田 彰一郎
問合せ先：総務 統括部長 小口 巖
（TEL：03-3522-8608）

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成21年1月23日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、下記のとおり、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、券面が発行されていない場合（いわゆる電子化された場合）においては、株券等についての権利を指します。

記

1. 買付け等の目的

当社は、「お客様のために進化するアスクル」を企業理念とし、オフィスに必要なものやサービスを「迅速かつ確実にお届けする」、「トータルオフィスサポートサービス」の実現を目指して参りました。当社が設立来ご提供して参りました、FAX又はインターネット経由の注文によるオフィス関連用品の配送サービスは、中小事業所を中心としたお客様からのご支持により成長し、現在では安定収益基盤として当社の業績を支えております。一方、当社は、今後の業績の成長を加速するため、次世代ビジネスモデルの中核となる「間接材一括購買システム」の構築を推進しております。平成20年4月から「ソロエルサービス」として稼働を開始した新たなサービスは、足元では活発な引き合いを頂戴しており、平成21年度（平成22年5月期）より本格的な事業拡大局面に移行する見通しであります。

また、当社は、かねてより株主への利益還元を重要政策の一つと考え、当社を取り巻く経営環境の変化に応じて、事業成長による企業価値の長期的な向上、安定的な配当、機動的な自己株式取得等を組み合わせることにより、資本効率の向上を目指すとともに、総合的な利益還元を図って参りました。自己株式の取得についても、資本効率の向上という見地から、実施の規模及び時期について慎重に検討を進めて参りました。

かかる状況下、平成20年12月に、当社の筆頭株主であるプラス株式会社（平成21年1月23日現在の所有株式数17,660,000株、当社発行済株式総数に対する所有割合40.42%（小数点以下第三位を四捨五入））より、その所有する当社株式の一部を売却したいとの連絡を受けました。

当社は、当社株式の流動性及び市場株価への影響を鑑み、プラス株式会社が売却を希望する株式につき自己株式として買い受けることは資本効率の向上及び総合的な利益還元につながるものと判断いたしました。本公開買付けによってプラス株式会社の当社株式の所有割合が低下した場合、プラス株式会社の当社株式の所有割合の低下は、当社の経営の自主性及び独立性、並びに購買代理としての中立性をより一層強化し、「ソロエルサービス」を始めとした当社の次世代ビジネスモデルの展開を促進させ、当社事業の成長を加速させるものと期待しております。また、本公開買付けの応募状況に応じて、当社が法人税法上の特定同族会社の対象から外れることにより、将来の事業年度における当社の留保金課税にかかる負担が軽減される可能性があります。

自己株式の取得の手法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に判断し、公開買付けの手法によることが適切であり、本公開買付けの買付価格の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場株価を重視するべきであると考えました。また、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいものと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成21年1月23日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議いたしました。

プラス株式会社からは、平成21年1月23日に、本公開買付けに対して、その保有する当社普通株式11,000,000株（当社発行済株式総数の25.18%に相当。以下「応募対象株式」といいます。）につき、現在設定されている金融機関の担保権の解除に関して、担保権者の同意が得られることを条件として応募する旨の確約を受けております。また、本公開買付けにより取得した株式については、資本効率の向上及び株主還元を明確化するため、約半数を消却する予定であります。

なお、当社は、平成21年1月23日付けで公表の通り、平成21年1月23日開催の取締役会において、本公開買付けに加えて、「ソロエルサービス」の本格展開に際し、環境配慮を視野に入れたお客様へのきめ細やかな物流サービスの提供や物流効率の一段の向上のために、プラス株式会社の100パーセント子会社であるプラスロジスティクス株式会社（以下「プラスロジスティクス」といいます。）より、プラスロジスティクスの行う事業のうち、(i)物流事業の一部（当社が委託している当社の物流センターの庫内運営に係る事業）及び(ii)Bizex事業（小口配送に係る事業）（以下(i)及び(ii)を総称して「対象事業」といいます。）を新設会社分割及び株式譲渡を用いた手法により承継することを決議いたしました。具体的には、プラスロジスティクスが新設会社分割を行って対象事業を新設される株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させた上で、プラスロジスティクスより、当該新設会社分割の効力が生じて新設会社が成立した日（平成21年4月21日を予定）に、新設会社の全株式を譲渡代金総額金79億円にて取得し、当社の完全子会社とする予定です。当社は、本日付で、上記会社分割及び上記株式譲渡に関して、プラスロジスティクス及びプラス株式会社との間で株式譲渡契約書を締結しております。当社は、上記株式譲渡における譲渡代金の決定に際して、第三者算定機関である野村証券株式会社に新設会社の株式価値の算定を依頼し、野村証券株式会社から取得した株価算定の結果を踏まえて新設会社の株式の譲渡代金を決定いたしました。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成21年1月23日公表）

（1）決議内容

取得対象株式の種類	取得しうる株式の総数	取得価額の総額
普通株式	11,000,100株（上限）	18,100,000,000円（上限）

（注1）発行済株式の総数（自己株式を除く） 41,988,650株

（注2）発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 26.20%

（注3）取得する期間 平成21年1月26日から平成21年5月20日まで

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

（1）買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成21年1月26日（月曜日）から平成21年2月24日（火曜日）まで（21営業日）

② 公開買付開始公告日 平成21年1月26日（月曜日）

（2）買付け等の価格 1株につき、金1,638円

（3）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、フィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン株式会社より、当社の適正な株式の時価を算定するためには、本公開買付けを決議する取締役会決議直前の株価のみならず一定期間の株価の推移についても勘案すべきとの助言を受けるとともに、平成18年以降の発行者による株券等の公開買付けにおいて買付価格に付されたディスカウント率は概ね10%以内であるとの助言を受けております。

当社は、上記の助言内容、当社の市場株価の動向等を総合的に勘案し、本公開買付けの買付価格の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場株価を重視するべきであると考えました。また、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいものと判断し、平成21年1月23日開催の取締役会において、取締役会開催日の前営業日（平成21年1月22日）の東京証券取引所市場第1部における当社普通株式の終値（1,738円）に対して約6%のディスカウントとなる1,638円を本公開買付けの買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本買付価格は、平成21年1月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第1部における当社普通株式の終値の単純平均1,786円（小数点以下を四捨五入）に対して、約8%をディスカウントした額に相当します。

② 算定の経緯

当社は、かねてより株主への利益還元を重要政策の一つと考え、当社を取り巻く経営環境の変化に応じて、事業成長による企業価値の長期的な向上、安定的な配当、機動的な自己株式取得等を組み合わせることにより、資本効率の向上を目指すとともに、総合的な利益還元を図って参りました。自己株式の取得については、資本効率の向上という見地から、実施の規模及び時期について慎重に検討を進めて参りましたが、平成20年12月、当社の筆頭株主であるプラス株式会社より、保有する当社株式の一部を売却したいとの連絡を受けました。当社は当社株式の流動性及び市場株価への影響を鑑み、当社が自己株式として買い受けることは資本効率の向上及び総合的な利益還元につながるものと判断いたしました。

なお、自己株式の取得の手法については、株主間の平等性、取引の透明性、市場における取引状況等を総合的に判断し、公開買付けの手法によることが適切であり、本公開買付けの買付価格の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場株価を重視すべきであると考えました。また、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいものと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て平成21年1月23日開催の取締役会において、取締役会開催日の前営業日（平成21年1月22日）の東京証券取引所市場第1部における当社普通株式の終値（1,738円）に対して約6%のディスカウントとなる1,638円を本公開買付けの買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本買付価格は、平成21年1月22日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第1部における当社普通株式の終値の単純平均1,786円（小数点以下を四捨五入）に対して、約8%をディスカウントした額に相当します。

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、フィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアン株式会社より、当社の適正な株式の時価を算定するためには、本公開買付けを決議する取締役会決議直前の株価のみならず一定期間の株価の推移についても勘案すべきとの助言を受けるとともに、平成18年以降の発行者による株券等の公開買付けにおいて買付価格に付されたディスカウント率は概ね10%以内であるとの助言を受け、これらを総合的に勘案し、買付価格を決定しております。

なお、本公開買付けについては、プラス株式会社（平成21年1月23日現在の所有株式数17,660,000株、当社発行済株式総数に対する所有割合40.42%（小数点以下第三位を四捨五入））から、本公開買付けに対して、応募対象株式につき、現在設定されている金融機関の担保権の解除に関して、担保権者の同意が得られることを条件として応募する旨の確約を受けております。

（4）買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	11,000,000株	—	11,000,000株

（注1）応募株券等の総数が買付予定数（11,000,000株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（11,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。

（注3）発行済株式総数に対する割合 25.18%

（5）買付け等に要する資金 18,055百万円

（注）買付代金及び買付手数料、その他公開買付けに関する公告等の見積額の合計です。

（6）決済の方法及び開始日

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
（公開買付代理人）野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
- ② 決済の開始日
平成21年3月3日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります）。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（イ）個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収税額（買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額）が差し引かれます。なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成21年2月24日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成21年3月2日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（7）その他

①本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

②当社の筆頭株主であるプラス株式会社（平成21年1月23日現在の所有株式数17,660,000株、当社発行済株式総数に対する所有割合40.42%（小数点以下第三位を四捨五入））から、本公開買付けに対して、応募対象株式につき、現在設定されている金融機関の担保権の解除に関して、担保権者の同意が得られることを条件として応募する旨の確約を受けております。

（ご参考）平成20年12月末日現在の自己株式の保有

発行済株式総数（自己株式を除く）	41,988,650 株
自己株式数	1,700,750 株

以 上